

瀬戸市告示第 28 号

平成 20 年瀬戸市告示第 36 号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は
収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、平成 23 年
4 月 1 日から施行する。

平成 23 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
瀬戸市新世紀工芸館での 研修費及び施設等使用料 の徴収事務	<u>財団法人瀬戸市 文化振興財団</u>	瀬戸市新世紀工芸館での 研修費及び施設等使用料 の徴収事務	<u>財団法人瀬戸市 開発公社</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
宮川駐車場、瀬戸市駅前 駐車場、東横山駐車場及 び瀬戸口駅北駐車場使用 料の徴収事務	<u>瀬戸まちづくり 株式会社</u>	宮川駐車場、瀬戸市駅前 駐車場、東横山駐車場及 び瀬戸口駅北駐車場使用 料の徴収事務	<u>財団法人瀬戸市 開発公社</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
スポーツ施設使用料の徴 収事務	<u>ハマダスポーツ 企画株式会社</u>	スポーツ施設使用料の徴 収事務	<u>財団法人瀬戸市 開発公社</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>